

石川一雄君学位請求論文審査報告

石川一雄君が提出した学位請求論文『エスノナシヨナリズムと政治統合』（有信堂、一九九四年、二五七十二〇頁）の構成は以下の通りである。

- 序——国民国家をいかに超えるか
- 一章 政治統合とエスニシテイ
- 二章 エスノポリティクスの構図
- 三章 エスノナシヨナリズムと多極収差の枠組み
- 四章 カナダ連邦制とミーチ湖憲法協定
- 五章 立法優位と離脱権
 - 改憲手続きと融和体制
- 六章 「独自の社会」
 - 民族型独自性承認の壁
- 七章 連邦制と国家連合
 - ミーチ湖憲法協定以後の連邦政治
- 八章 四つのナシヨナリズム
 - 多極収差体制をめぐる対立の構図
- 九章 政治統合論の展望

あとがき

事項・人名索引

引用・参考文献リスト

さらに、補論文として「多元的共同体としてのカナダ連邦体制——カナダの世界とケベック・ナシヨナリズムの現在」が、参考論文として「もう一つの危機の二〇年——国際関係論とアメリカン・パラダイム」『国際政治』第六七号、一九八一年五月が提出されている。

主論文は、二つの部分からなっている。前半の三つの章は、政治統合に関する理論的な考察であり、四章から八章からなる本書の後半部分では、カナダにおける最近の憲法改正問題を事例とする実証研究が行われている。

カナダ連邦は、過去三〇年において、ケベック問題の深刻化を経験しており、一九八〇年のケベック州民投票、一九八二年の英国からの憲法移管、一九八七年の憲法改正合意の形成（ミーチ湖憲法協定）、それが挫折した後の改憲合意（シャールロットタウン憲法協定）とそれに続くレファレンダムと、連邦政治は大きく揺れ動いた。

しかし、本論文は、これら一連の展開を叙述することを主目的とするものではない。むしろこれらの事例研究を通じて目的とされるのは、多民族共存のための融和的な統

合政策の概念化である。「立法優位の原則」、「改憲離脱権」と「離脱補償」、「エリート協調」、「拒否権付与」など、多元的統合のための「政治工学」のテクニクの数々を整理し、EU（欧州連合）をはじめとする今後の世界の政治・経済共同体の統合の枠組みを考える素材を提供しようとしている。

一章で、石川君は、「統合」の概念に関して一九五〇—七〇年代のアメリカ政治学を彩ったメインストリームを「国民（民族）国家イデオロギー」と名付け、その非現実性、非人間性、そして非政策妥当性を問題にして、新たな統合の概念化を主張している。そこでは、旧来の同質化、一体化、中央権力の確立を軸とする論理に対して、異質性、多様性、多極分立性を基盤とする多極収差（stigmata）の統合論を提起している。

旧来の統合観は、交通、通信網の発達が国家社会の多様な部分の結合を緊密化し、地域間の文化的な格差を減少させ、共通のアイデンティティの確立を容易にするという同化仮説を中心に置いていた。そして、これは、諸集団の接触・交流の増大が共同性や一体性への自覚を促し、単一文化的な国家の形成を可能にするという仮説と、近代的な民主主義体制を安定化・効率化させるには政治文化の同質

化が不可欠であるという仮説とに連結していた。しかし、このような一連の仮説の妥当性を失わせてしまったのが、エスニックな紛争が世界中で多発したことである。交通・通信網の発達がエスニックな絆を強化し、エスニックな集団の動員主体性を促進し、社会的断片化をもたらしたのである。

そこで、下位集団の文化的な異質性と各集団の独自の主体性の確保を前提とする統合の概念化が必要であると石川君は主張する。石川君は、エスニック集団を極として、主体性をもった極と極の間の相互性に着目する。多極収差の統合は、極としてのアクターの主体性・自己決定性・自立性の確保を前提として、さらにアクター間の相互性の存在によって規定される統合であるとする。言い替えば、極と極の合一、あるいは敵同士の共存形態を多極収差の統合と設定している。

二章は、エスニシティの問題を対象に、エスニック集団の要求と政府の対応との関係を一つの図のなかに位置づけて、政治統合の概念化をおこない、共存の枠組みを模索している。対応は、(1)交渉拒否と(2)相互的譲歩に区分され、相互的譲歩は、①新しい構造的共存枠組みの制度化、②分離・独立、③国際統合（地域統合）の選択肢にカテゴリー

化される。さらに、石川君は、エスニック集団の要求を目標の範囲と強度によって位置づけるX軸（要求表出、緊張化、自治化、完全独立）と政府の対応を同様に位置づけるY軸（政策調整、緊張処理、抑圧・再提携、エスニックな同質化）、その間で示される構造的分化あるいは政治的安定度によって概念化を試みる。

さらに、これまでの統合論が統一（一元的、集権化）と統合（多元的、分権化）と区別してこなかったことを指摘し、政府はエスニックな亀裂を一掃することにより、同化政策をとる傾向にあり、それが逆に反発の拡大や紛争激化の原因になることを指摘し、必要なのは亀裂とともに生きることであると主張する。

三章で、石川君は、まずこれまでのエスニックな紛争（運動）の原因論を反発型（差別的近代化論）と競合型（資源競合論）に整理する。反発型は、中心と周辺部における相対的な価値剥奪に視点を定めようとする。他方、競合型は、エスニックな不平等の減少こそ競合を激化させ、エスニシティを活性化させる原因であるとする。石川君は、競合型により高い説明力があると軍配を上げるが、その経済合理主義的な発想を問題視する。エスニックな集団の論

理のなかでは、経済はあくまで一つの変数にすぎないとし、政治構造の問題や象徴の果たす機能の把握が必要であることを説く。

さらに、石川君は、多民族の共存を可能にしてきた融和的な紛争解決手段について類型化を試みる。横軸に対応策を[1]社会関係の刷新（エスニックな絆ではなく、利害の一致に重点を置いた社会関係の再編成）、[2]不均衡は正（経済的な中心から遠い地域での経済的、政治的不満を解消させるための政策）、[3]協調（対立する集団間に友好的な提携関係を生みだすための諸政策）、[4]分権化（単一のエスニック集団が中央権力を掌握することがないように、権限を分散する方策）の四つをとり、縦軸に中央政府の対応を[A]協調的政策対応（エスノナショナルな問題の非政治化、調査委員会や公聴会の設置・開催、行政面での譲歩）、[B]権力機構の再編（地域エスニック集団の参加を確保するための権力組織の改革）、[C]憲法的対応（統治の分権化と権力の保障を含んだ憲法改正）の三段階に区分しながら、融和のストラテジーをマトリックス（六九頁、表Ⅱ）で説明する。そこでは、地域紛争の民主的な処理を行うために案出されたさまざまな政治工学的試み、つまり民主的な工夫を紹介している。

しかも、これらの民主的な工夫の多くが、西欧の民主主義国家、とくにウェストミンスター型議會制民主主義国家からでたものではなく、政治的成熟度が低いとみなされてきた諸国によって考案されてきたことを指摘している。エスニックに分裂した社会においても、民主的な政治体制構築は可能であり、それを石川君は、「多極収差の統合体制」と呼び、具体的にカナダの事例を本論文の後半部で検討している。

四章は、一九八七年の憲法改正合意（ミーチ湖憲法協定）の形成の過程を詳細に述べている。ここでは、ケベックのエスニックな要求と、連邦政府による対応の内容が検討され、協定による連邦と州の間における権限の配分に関する規定の変更が、連邦政治の現実の現状を固定化するものであったにもかかわらず、協定が、政府ではなく、英語系のオピニオン・リーダーたちによって潰されていった状況が説明されている。

五章は、ミーチ湖憲法協定に含まれた憲法改正手続きの変更、とりわけ司法判断に対する「立法優位」の制度と大連合のための「オプト・アウト（改正離脱権）」について詳細に分析している。この二つが、連邦対州、中央対地域といった二つのレベルの主権の相克に対する最終的な選択

として組み込まれていくが、それらが、連邦と州の首相という少数のエリートにより合意され、「エリート協調」による融和の事例となっていることが提示されている。

六章は、ミーチ湖憲法協定の核となる「独自の社会（distinct society）」としてのケベック州の憲法的認知を取り上げている。この問題は、カナダ連邦のなかでケベック州の民族的独自性が承認されるか否かの問題である。ここでは、「独自の社会」条項が提示された背景、その内容、そして三年におよぶ批准過程におけるさまざまな議論と最終的に不成立に終わった経緯が詳述されている。

七章は、ミーチ湖憲法協定が批准を拒否された後、改めて多極収差の統合がいかに模索されたかを、一九九二年までの時期を対象に説明している。分析の中心は、一九九二年八月二八日のシャロットタウン憲法協定作成にいたる議論の過程と憲法協定の内容であり、いかにケベック・ナシヨナリズムと英語州の地域主義との妥協がはかられたかが論じられている。

八章では、これまでの憲法協定をめぐる議論のなかで表面化したナシヨナリズムの問題をさらに深く検討し、カナダのナシヨナリズムを四つに整理し直している。すなわち、エスニックであると同時に地域ナシヨナリズムでもあるケ

ベック・ナショナリズム、ノン・エスニックで地域ナショナリズムでもある西部の地域主義、エスニックであるが地域ナショナリズムではない先住民ナショナリズム、唯一国家レベルのナショナリズムであるカナダ・ナショナリズムの四つが、多極収差体制をめぐって対立し、最後は妥協にいたる構図が明らかにされている。

最後に、九章では、前半部の理論的な考察と後半部の実証研究の部分をつなげ、改めて「多極収差」の統合の概念化が行われている。その上で最後に、エスニック集団の融和を促進する以下のような諸条件を提示し、「政治工学」的な政策提言で締めくくっている。第一は「エリート協調」体制、第二は社会的寛容さ、第三にエスニック集団や地域集団間の相互性、互恵性の確保、第四は閉鎖的でないエスニック集団、第五は非暴力的問題処理を受け入れうる政治的な合意の存在、第六に中央集権体制ではなく、さまざまなサブナショナルな単位への分権化を許容する姿勢、第七に既存の主権国家が人間の最終的な生活単位だと考える習慣の放棄である。

このように、本論文は、理論研究としての側面と、カナダを対象とした実証的な地域研究としての側面をもっている。以後、これらの側面に従って、本論文の意義と問題点

を考えてみることにする。

石川君は、これまで欧米の国際政治学におけるポスト・モダンな流れをフォローしながら、すでに一九八〇年代の初めから国際政治理論における科学主義批判を展開してきた（参考論文）。さらに、わが国の政治学界におけるエスニシティ研究の先駆けの役割を果たし、しかも、それをポスト・モダンな知の枠組みのなかで展開してきた（『政治統合の規範的枠組み——紛争の論理と統合の非論理』、『法学研究』第五六巻第三号、一九八三年三月であり、手を加えて本論文の第一章となっている）。その石川君が、実証分析に基づいた比較枠組みの構築を目指しながらも、従来の比較政治学的姿勢とは異なり、精密な科学主義的かつ発展主義的な理解を否定し、国民国家型の政治統一論に決別し、エスニックな多元主義的規範理論を展開しているところが、本論文の最大の特徴となっている。

さらに、本論文は、国際社会と国家、社会と個人といった従来の社会性と個性性を分離する二分法的な思考を越え、真に多元的・多層的な方向を目指している点でも重要である。説明されている「多極収差」の統合は、R・ダールやE・ノードリンガーらの論考に多く負いながらも、A・レイプハルトの多極共存型民主主義のモデルとは一線を

画した、新しい政治学への道を切り開こうとしている。つまり、ダールなどが析出した諸変数を、レイブハルトが、行動主義的な理論認識に基づいてモデル化したものに対して、石川君は、同じ変数を使って、ポスト・モダンな分脈のなかで位置づけている。

しかも、石川君は、R・ローティ、W・コノリーやC・テイラーなどに代表されるポスト・モダンな政治秩序論をさらに越え、政治統合を説明することができる新たな分析視角を提供することを目指している。その結果、本論文は、科学主義、合理主義を支えた近代的知との決別であり、二〇世紀のいわゆる「アメリカ現代政治学」との決別を意味する。

しかし、このような理論的な展開と位相が、本論文において十分明確に説明されているかといえば、そうではない。理論的思考の詳細な展開がないことが、本論文の問題点になっている。理論的な思考の展開を正面から取り上げることが、石川君の次の課題となるであろう。

「国民国家を超えて」というスローガンは、E・ハースの著作の題名になったように一時代を画した。しかし、その国際統合論が、最終的な統合状態について必ずしも明確な認識をもたぬままに超国家、脱国家の統合をうたい、実

施的には、かつて国家に対して描いた夢を今度は国際統合体のなかで描こうとしただけであること（四八頁）、統一と統合を区別すべきである（二三六―八頁）という、石川君の議論には説得力がある。さらに、キー概念である「多極収差」および融和的対応の分類（修正版、二四三頁、表Ⅳ）は、多民族国家の国家建設プロセスを研究対象とする研究者や国民国家以後の政治体制を模索している研究者にとって大きな貢献と刺激となっている。

しかし、カナダを事例とする「多極収差」をもって普遍化することができるかという大きな問題が存在する。例えば、国際統合論がその題材としたECS（欧州石炭鉄鋼共同体）から発展した現在のEU（欧州連合）をこの概念で十分説明できるかが問題である。また、カナダのような先進国ではなく、国家建設の過程にある発展途上国に適用できるかも問題である。ともあれ、この「多極収差」という考え方が、非常に重要な問題提起であることは疑いない。次に、カナダ研究として本論文はどのような意義があるのであるか。現代カナダの連邦政治の問題をここまで詳細かつ体系的に分析した研究はこれまで存在しない。とくに改憲作業にかかわる政治過程の描写は、わが国では初めてのものであり、駐カナダ日本国大使館で専門調査員とし

て過ごした石川君のフィールド・ワークの賜である。とくに、これらの政治過程の分析を通じて、集団権重視と個人主義という「二つの自由主義モデルの対立」を見いだしたことは重要である。

また、本論文は、ケベック問題をめぐる連邦政治の展開をエスニックな政治統合理論の適用対象として設定し、理論と実証の両面からとらえようとする姿勢もわが国の学会において初めてのものである。しかも、単なる現状分析に終わることなく、現実の政策分析にしっかりと取り組んでいるところにも、本論文の大きな価値があると思われる。

しかし、この面でも問題がないわけではない。例えば五章の改憲離脱に関する論述は、オプト・アウトと拒否権、あるいは補完性原理と同様な機能を実態化させている立法優位条項については、説明が不十分であり、より詳しいものがあってもよかった。

以上のように、さらに検討が望まれる問題が残っているとしても、本論文の学会に対する貢献は極めて大きいと判断する。すでに主論文は、都丸潤子『国際政治』第一〇号、一九九五年一〇月、正射朝香『歴史学研究』第六七八号、一九九五年一一月、佐藤宏『思想』第八五〇号、一九九五年四月などの書評として取り上げられ、全体として非

常に好意的に論じられている。

なお、主論文の出版と博士請求論文としての提出の間に時間的な差があるのは、著者の病気のなせる業であり、石川君が大病を克服され、研究に復帰されたことは大いに喜ばしいことである。主論文公刊後のカナダにおける連邦政治の展開は、補論文として提出された「多元的共同体としてのカナダ連邦体制——カナダの世界とケベック・ナショナリズムの現在」によって補われている。

よって審査員一同、本論文が博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し、ここにその旨報告する次第である。

平成九年九月三〇日

主査	慶應義塾大学法学部教授	田中 俊郎
副査	慶應義塾大学法学部教授	関根 政美
副査	慶應義塾大学法学部教授	添谷 芳秀
副査	慶應義塾大学法学部教授	芳秀